様式第１号

**農業経営改善促進資金利子助成契約書**

　岡山県（以下「甲」という。）と岡山県農業信用基金協会（以下「乙」という。）とは、岡山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成６年10月18日付け農経第725号知事通知。以下「県実施要綱」という。）第６の２の(1)のアに規定する農業経営改善促進資金の融資に必要な県低利預託基金を造成するために乙が民間金融機関から借り入れた借入金（以下「本借入金」という。）につき、甲が乙に対し利子助成金を交付することについて、次の条項により契約を締結する。

**（利子助成金の交付）**

**第１条**　甲は、乙が本借入金につき、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則　第56号。以下「規則」という。）、県実施要綱、岡山県農業経営改善促進資金利子　助成金交付要綱（平成15年３月17日付け組第611号。以下「利子助成金交付要綱」　という。）及びこの契約書の定めるところにより、乙に対し利子助成金を交付する。

**（利子助成金の額）**

**第２条**　甲が乙に対して交付する利子助成金の額は、利子助成金交付要綱第４条に規　定する方式により算出した額とする。

**（利子助成金の請求）**

**第３条**　乙は、甲から利子助成金の交付を受けようとするときは、利子助成金交付要　綱第４条に規定する４月１日から翌年３月31日までの期間に係る利子助成金につい　て４月10日までに利子助成金交付申請書を甲に提出するものとする。

**（利子助成金の交付）**

**第４条**　甲は、乙から前条の交付申請書を受理した場合において適正と認めたときは、　当該申請書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

**（利子助成金の打ち切り等）**

**第５条**　甲は乙の責めに帰すべき事由により乙が規則、県実施要綱、利子助成金交付　要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子助成金を打ち切り、又　は既に交付した利子助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

**（報告の徴収等）**

**第６条**　乙は、甲の利子助成に係る本借入金等に関し、甲が報告を求めた場合又は甲　の職員をして当該借入金等に関する帳簿・書類等を調査させることを必要とした場　合には、これに協力しなければならない。

**（契約の変更）**

**第７条**　この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙両者の協議　により定めるものとする。

**（協議等）**

**第８条**　この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、　甲乙両者の協議により定めるものとする。

　この契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　　　　年　月　日

甲　岡山市北区内山下二丁目４番６号

岡山県

岡山県知事　　　　　　　　　　印

乙　岡山市北区磨屋町９番１８－４０１号

岡山県農業信用基金協会

会長理事　　　　　　　　　　　印